

法律ネットワーク

SR・FP研究会ニュース

<http://www.jimusupport.co.jp>

頼れる企業のアドバイザー  
株式会社 事務サポート

社会保険労務士 青木・小畑・斉藤・服部  
〒144-0052 大田区蒲田 4-47-5 第二石井ビル 602

TEL: 03-3731-8046 FAX: 03-3731-8907

## 📌 有期労働契約に関する労働契約法改正案の要綱について

以下の有期労働契約に関する改正案が今国会に提出されています。改正案が成立した場合は、1年以内に施行される見通しとなっております。パートなど有期契約労働者を雇用している事業所には非常に重要な内容となっておりますので、ぜひともお目通しください。

### ◇ 改正案のポイント

#### 1. 有期労働契約から無期労働契約への転換

同じ事業主のもとで有期労働契約が5年を超えて反復更新された場合（※1）で、その有期契約労働者から申し込みがある場合は、無期労働契約（※2）にしなければいけません。

（※1）原則として、6ヶ月以上の空白期間（クーリング期間）があるときは、前の契約期間は通算しない。

（※2）別段の定めがない限り、従前と同一の労働条件とする。

#### 2. 「雇止め法理（※）」の法定化

契約を反復更新し、無期契約と実質的に変わらない有期契約労働者については、合理的な理由がなければ雇止めをすることができません。

（※）①有期労働契約の反復更新により無期労働契約と実質的に異なる状態が存在している場合、または②有期労働契約の期間満了後の雇用継続につき、合理的期待が認められる場合には、解雇権濫用法理を類推して、雇止めを制限する法理。

#### 3. 期間の定めがあることによる不合理な労働条件の禁止

有期契約労働者の労働条件が、期間の定めがあることにより無期契約労働者の労働条件と相違する場合、その相違は、職務の内容や配置の変更等を考慮して、不合理と認められるものであってはならないものとします。

この改正案が成立した場合、実際に有期契約から無期契約へ切り替わるのは施行から5年後ということになります。しかしながら、有期契約労働者の中にはそれを見越して、契約更新を考える方も少なからず出てくることでしょう。

無用なトラブルを避けるためにも、「どのような労働者が」、「いつ」、「どのように」無期契約の申し込みをするかについて予め契約時に伝えるなど、事業主側から周知を行う必要性も今後出てくるのではないのでしょうか。

労働契約法の改正の動向につきましては、引き続き詳細な情報が出てきましたら、随時お伝えしてまいります。

### 気になる一言

「1日は24時間しかないですよ。だから絶対に無駄にしたいくはないので、休みの日でも早起きしています。時間は限られているので、その時間にすべきことは全部終わらせます。寝る時間はあまりいらないので、結構活動していると思いますよ」 AKB 篠田麻里子 6月10日は時の記念日、時間を大切に使いましょう。

## 👉 労働時間を適正に管理するにはどうしたらよいのですか？

A

1日の労働時間数だけでなく、始業・終業時刻も把握する必要があります。

使用者には労働時間を適正に把握する責務があります。適正な把握とは、単に1日に何時間働いたかを把握するだけでなく、労働日ごとに始業時刻や終業時刻を確認・記録し、これを基に何時間働いたかを把握する必要があります。

始業時刻・終業時刻を確認・記録する方法としては、使用者や労働時間管理を行う者が直接に労働時間を確認する方法や、タイムカード等により客観的な労働時間を記録し、必要に応じ残業命令書等の使用者側が把握している労働時間を算出する記録とを符合させることにより確認する方法などがあります。

前述のような方法によることなく自己申告制により行う場合には、労働者に対して、正しく記録し、適正に自己申告を行うことについて十分な説明を行うことや、自己申告による時間と実際の労働時間が合致しているかを必要に応じて実態調査を行うこと、適正な申告を阻害する目的で時間外労働時間数の上限を設定するなどの措置を講じない等の措置をとる必要があります。

労働時間を把握する資料としてのタイムカードや始業・終業時間を記録した書類、労働者自ら労働時間を記入した報告書、残業命令書及びその報告書などの労働時間に関する書類については、その書類の最後に記載した日から3年間の保存義務が課されていますので注意しましょう。

**金環日食は最高でしたね。**5月21日朝から雨、天気予報では曇り、折角楽しみにしていたのにガッカリ。あきらめきれずに空を見上げていたら正に奇跡！が薄くなった雲間にハッキリと金環日食の輪が観察できました。とても嬉しい気分になりました。

それに引換え、地上ではお笑い芸人の生活保護問題が、マスコミに取り上げられています。今年度予算の生活保護費は約3兆7000億円で、受給者は209万人（152万世帯）となり過去最高となったとか。ちなみに、都内の最低賃金（時給837円）で週5日、1日8時間働いた場合の収入は月額約13万4000円。しかもここから年金保険料や国民健康保険料などを支払えば、それこそ生活もままなりません。低賃金で働いた者の収入より、働かずに得られる生活保護費の方が多いというのでは不公平感を覚えるのは私だけでしょうか？

ゆすら梅  
五月三十日撮影



今月のお知らせ

労働保険の年度更新及び算定基礎届

6/1～7/10まで

お気軽にご相談ください